

社会福祉法人心生会 利用者の権利擁護に関する行動指針

I 差別の禁止

- 一 その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- 二 本人の状態・能力・性別・年齢・障害の有無等で差別はしません。
- 三 利用者本人の前で障害の呼称・本人の状態を表す用語を差別的には使いません。
- 四 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- 五 利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはしません。
- 六 利用者の言葉や動作等の真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

II 利用者の主体性と個性の尊重

- 一 利用者の施設利用及びサービスの利用にあたっては、本人・保護者・家族に十分な説明を行い、本人が選択の機会が得られるように努めます。
- 二 利用者一人ひとりに個別援助、支援計画を作成します。また、個別援助、支援計画の実施にあたっては、本人・保護者・家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- 三 施設運営・サービス内容等に対する利用者・保護者・家族の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- 四 行事や活動計画には計画段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。
- 五 利用者の個人的好み・嗜好を尊重します。
- 六 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、施設利用及びサービスの利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- 七 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。

III プライバシーの保障

- 一 職務上知り得た利用者個人の情報は他に漏らしません。
- 二 本人・保護者・家族の了解なしに所持品の確認を行いません。
- 三 本人・保護者・家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開はしません。
- 四 本人・保護者・家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- 五 他の機関への情報提供は、本人・保護者・家族の了解なしには行いません。
- 六 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前ではしません。

IV 人権の尊重と対等な立場での支援

- 一 利用者と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- 二 利用者に対して不快にさせるあらゆるハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- 三 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- 四 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- 五 利用者の嫌がることを強要しません。

V 虐待行為等の禁止

- 一 利用者の身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行、または正当な理由なく利用者の身体を拘束することはありません。
- 二 利用者においせつな行為をすること又は利用者をしておいせつな行為をさせることとはしません。
- 三 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ることはしません。
- 四 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ることはしません。
- 五 自傷や他害等の危険回避のためにやむを得ず身体拘束をする場合は、所定の手続きをとります。また、身体拘束の要件に該当しなくなった場合は、速やかに解除します。

VI 社会参加の促進

- 一 利用者が地域資源の利用や催し物に参加する等地域社会とのつながりをもてるように支援します。
- 二 利用者の活動を地域の方に知ってもらう機会を増やし、地域に開かれた運営を目指します。
- 三 事業所の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

VII 専門性の向上と倫理の確立

- 一 利用者に対する支援は、職員の統一した考えのもとに行います。
- 二 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- 三 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。